

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に係る意見公募要領

横浜市では高齢者や障害者だけでなく、横浜に関わる全ての人にやさしいまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）」に基づき、建築物について、バリアフリーの基準を定めてきました。

このたび、「建築物」に関する規則の一部改正にあたり、広く市民の皆様からご意見をいただくため、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和4年11月11日（金）から令和4年12月11日（日）まで

2 意見提出方法

「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法により、

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当宛にご提出願います。

(1)	電子メールの場合	kf-fukumachi@city.yokohama.jp ※件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
(2)	郵送の場合	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
(3)	FAXの場合	045-664-3622

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について」を公表しています。健康福祉局福祉保健課、市庁舎3階市民情報センター、各区役所広報相談係等にて閲覧・配布を行っているほか、横浜市ホームページからダウンロードすることができます。

なお横浜市福祉のまちづくり条例および施行規則は、横浜市例規集でご覧いただけます。

条例<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001790.html>

規則<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000698.html>

4 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号）」に従って適切に取り扱います。

5 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当

TEL : 045-671-2387 FAX : 045-664-3622